



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成16年12月10日金曜日 第1617号

◇ 目次 ◇

落札者等の告示.....	1217
字の区域の変更（北条市）.....	1217
指定居宅支援事業者の指定（3件）.....	1218
指定居宅支援事業者の廃止（3件）.....	1218
農業災害補償法による知事が定める基準の一部改正.....	1219
土地改良事業の計画の変更の認可.....	1219
肥料の登録.....	1219
肥料登録有効期間の更新.....	1219
愛媛県内水面漁場管理委員会委員の選任.....	1220
漁業の許可又は起業の認可の申請期間.....	1220
公有水面埋立工事のしゅん功認可（2件）.....	1220
道路の区域変更（一般国道440号）.....	1223
道路の供用開始（"）.....	1224
道路の供用開始（県道野村柳谷線）.....	1224
道路の区域変更（県道鳥井喜木津線）.....	1224

道路の供用開始（"）.....	1224
開発行為に関する工事の完了.....	1224
道路の位置の指定.....	1225

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告.....1225
 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告.....1225

正 誤

平成16年6月29日付け第1570号愛媛県規則第45号（使用済自動車
 の再資源化に関する法律施行細則）中.....1226
 平成16年11月30日付け第1614号愛媛県告示第2348号（指定居
 宅サービス事業者の指定）中.....1226

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第2424号

次のとおり落札者を決定した。
 平成16年12月10日

愛媛県知事 加戸守行

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続き	入札公告日
電子計算組織 一式	愛媛県総務部管理 局総務管理課 愛媛県松山市一番 町四丁目4番地2	平成16年11月30日	四国通建株式会社 愛媛県今治市南大門 町一丁目1番地の15	30,660,000円	一般競争入札	平成16年10月8日

○愛媛県告示第2425号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、北条市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

上記の処分は、土地改良法（昭和24年法律第195号）の規定による換地処分の公告があった日の翌日から効力を生ずる。

平成16年12月10日

愛媛県知事 加戸守行

字の名称	左記の区域に編入する区域		摘 要
	字 名	地 番	
猿川原 字王子ヶ原	小山田 字兔ノ原	甲886の2及び甲887の2	これに伴う道路、水路等を含む。
	猿川原 字王子ヶ谷	乙97の2及び乙98の2	
	字広見 猿川原 字王子ヶ原	甲161の1の一部、甲162の一部、甲164の1の一部、甲165の1、甲166の1の一部、甲166の3及び甲166の4	

字北ヶ谷	甲231の3
字廣見	甲1の1、甲2の3、甲2の4、甲6の2、甲8の1及び甲11の3
字松ノ下	甲95の1、甲95の2、甲98から甲101まで、甲102の2から甲102の5まで、甲103の1から甲103の3まで、甲104の1、甲104の2、甲105、甲106の1、甲106の2及び甲107の1から甲107の6まで
字石田	甲72の1から甲72の3まで、甲73、甲74、甲75の1、甲75の2、甲76の1、甲76の2、甲77の1から甲77の4まで、甲78、甲79、甲80の1、甲87の1、甲87の2、甲89の1、甲89の2、甲90の1、甲90の2、甲91の1、甲91の2、甲93の1、甲93の2、甲358の1、甲359の1及び甲361の1
字中山	甲108の1から甲108の3まで、甲109の1、甲109の2、甲110、甲111の1、甲112、甲113の1、甲113の2、甲114、甲115の1、甲116の1及び甲116の2

字南 甲58の1、甲59の1、甲59の2、甲60の1、甲60の2、甲61の1から甲61の3まで、甲62、甲63の1、甲63の2、甲

64の1、甲64の2、甲65の1、甲65の5、甲66の1、甲66の6、甲70の1、甲70の2及び甲71の1から甲71の4まで

○愛媛県告示第2426号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の10第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。
平成16年12月10日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定居宅支援事業者			サービスの種類	指定居宅支援事業所		指 定 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所 の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000300163116	特定非営利活動法人 サン・スマ	越智郡上島町生名50 8番地	村 本 祐 子	児童居宅介護	サン・スマ介護サ ービス	越智郡上島町生名50 8番地	平成16年 12月1日

○愛媛県告示第2427号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の4第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。
平成16年12月10日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定居宅支援事業者			サービスの種類	指定居宅支援事業所		指 定 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所 の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000100172119	特定非営利活動法人 サン・スマ	越智郡上島町生名50 8番地	村 本 祐 子	身体障害者居 宅介護	サン・スマ介護サ ービス	越智郡上島町生名50 8番地	平成16年 12月1日

○愛媛県告示第2428号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の5第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。
平成16年12月10日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定居宅支援事業者			サービスの種類	指定居宅支援事業所		指 定 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所 の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000200200117	特定非営利活動法人 サン・スマ	越智郡上島町生名50 8番地	村 本 祐 子	知的障害者居 宅介護	サン・スマ介護サ ービス	越智郡上島町生名50 8番地	平成16年 12月1日

○愛媛県告示第2429号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の20の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり指定居宅支援事業を廃止した旨の届出があった。
平成16年12月10日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定居宅支援事業者			サービスの種類	廃止に係る指定居宅支援事業所		届 出 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所 の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000300032113	社会福祉法人小松町 社会福祉協議会	周桑郡小松町大字新 屋敷乙48番地1	塩 出 皓 治	児童居宅介護	小松町社会福祉協議 会身体障害者等居 宅介護事業所	周桑郡小松町大字新 屋敷乙48番地1	平成16年 10月12日
38000300044118	社会福祉法人東予市 社会福祉協議会	東予市周布606番地 の1	政 岡 博	児童居宅介護	東予市社会福祉協議 会訪問介護事業所	東予市周布606番地 の1	平成16年 10月12日
38000300053119	社会福祉法人丹原町 社会福祉協議会	周桑郡丹原町大字池 田1733番地1	黒 瀬 健 一	児童居宅介護	丹原町社協身体障害 者等居宅介護事業所	周桑郡丹原町大字池 田1733番地1	平成16年 10月12日
38000300065113	社会福祉法人西条市 社会福祉協議会	西条市神拝甲150番 地の1	楠 勇	児童居宅介護	西条市社会福祉協議 会身体障害者等居 宅介護事業所	西条市神拝甲150番 地の1	平成16年 10月12日
38000300146129	社会福祉法人東予市 社会福祉協議会	東予市周布606番地 の1	政 岡 博	児童デイサー ビス	東予市社協児童デイ サービスセンターひ まわり	東予市石田339番地 の1	平成16年 10月12日

○愛媛県告示第2430号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283 号）第17条の20の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり指定居宅支援事業を廃止した旨の届出があった。

平成16年12月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

Table with 7 columns: 事業者番号, 指定居宅支援事業者 (名称, 主たる事務所の所在地, 代表者の氏名), サービスの種類, 廃止に係る指定居宅支援事業所 (名称, 所在地), 届出年月日. Contains 5 rows of data.

○愛媛県告示第2431号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の20の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり指定居宅支援事業を廃止した旨の届出があった。

平成16年12月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

Table with 7 columns: 事業者番号, 指定居宅支援事業者 (名称, 主たる事務所の所在地, 代表者の氏名), サービスの種類, 廃止に係る指定居宅支援事業所 (名称, 所在地), 届出年月日. Contains 4 rows of data.

○愛媛県告示第2432号

農業災害補償法による知事が定める基準（昭和39年 1 月愛媛県告示第50号）の一部を次のように改正し、平成17年 1 月 1 日から施行する。

平成16年12月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

表水稲の項区域の欄中「、北条市」及び「、温泉郡」を削る。

○愛媛県告示第2433号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 1 項の規定により、周桑郡小松町第二土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更を平成16年11月26日認可した。

平成16年12月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第2434号

肥料取締法（昭和25年法律第 127 号）第 7 条の規定に基づき、次のとおり肥料の登録をした。

平成16年12月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

Table with 7 columns: 登録年月日, 登録番号, 肥料の種類, 肥料の名称, 保証成分量(%), その他の規格, 生産業者の氏名又は名称及び住所. Contains 1 row of data.

○愛媛県告示第2435号

肥料取締法（昭和25年法律第 127 号）第12条第 2 項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

平成16年12月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

登録有効期限	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
平成22年12月12日	愛媛県第1172号	魚かす粉末	8.0ボン魚かす粉末	窒素全量 8.0 りん酸全量 5.0	公定規格のとおり	全国農業協同組合連合会 東京都千代田区大手町一丁目8番3号

○愛媛県告示第2436号

漁業法（昭和24年法律第267号）第131条第2項の規定により、愛媛県内水面漁場管理委員会委員として、次の者を平成16年12月1日選任した。

平成16年12月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

種 別	氏 名	住 所	職 業
漁業者代表	森 岡 惇 一	上浮穴郡久万高原町柳井川785番地	団体役員
	藤 原 彰	西条市中興1号6番地	団体役員
	本 多 義 雄	伊予郡松前町中川原548番地	団体役員
	森 下 茂	北宇和郡日吉村下鍵山798番地	団体役員
採捕者代表	黒 田 耕 蔵	松山市新浜町9番25号	団体役員
	黒 田 美 勢 子	伊予郡松前町筒井1011番地	団体役員
学識経験者	武 井 系	松山市南高井町743番3号	無 職
	桑 田 一 男	松山市東石井町579番1号	無 職
	佐々木 ひろみ	松山市南持田町85番地	大学教授
	井 上 幹 生	松山市東長戸四丁目3番1号	大学助教授

○愛媛県告示第2437号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第8条第2項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、瀬戸内海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成16年12月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成16年12月10日から12月23日まで

○愛媛県告示第2438号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、中島町役場にお

いて告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成16年12月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

中島町

温泉郡中島町大字大浦1626番地

代表者 中島町長 武田 満幸

温泉郡中島町大字大浦1776番地

2 埋立区域

(1) 位置

温泉郡中島大字元怒和甲438番地先から同甲507番地先までの公有水面

(2) 区域

次の1点から18点までを順次直線で結んだ線並びに1点と18点を結ぶ春分の日及び秋分の日満潮位（C・D・L・+3.55メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点（温泉郡中島大字元怒和甲438番地先の国土調査多角点）は、北緯33度58分23秒、東経132度32分22秒の地点

1点は、基点から真北190度35分00秒38.49メートルの地点

2点は、1点から真北8度00分00秒15.00メートルの地点

3点は、2点から真北98度00分00秒23.60メートルの地点

4点は、3点から真北8度30分00秒21.30メートルの地点

5点は、4点から真北98度00分00秒12.00メートルの地点

6点は、5点から真北49度00分00秒28.30メートルの地点

7点は、6点から真北139度00分00秒0.80メートルの地点

8点は、7点から真北49度00分00秒5.60メートルの地点

9点は、8点から真北319度00分00秒0.80メートルの地点

10点は、9点から真北49度00分00秒24.90メートルの地点

11点は、10点から真北49度00分00秒29.70メートルの地点

12点は、11点から真北139度00分00秒0.80メートルの地点

13点は、12点から真北49度00分00秒5.60メートルの地点

14点は、13点から真北319度00分00秒0.80メートルの地点

15点は、14点から真北49度00分00秒8.40メートルの地点

16点は、15点から真北139度00分00秒0.64メートルの

地点

17点は、16点から真北 229 度00分00秒1.72メートルの

地点

18点は、17点から真北 135 度23分00秒 23.94メートルの

地点

(3) 面積

3,295.69平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

昭和62年 1月16日 愛媛県指令61河第 999号

4 しゅん功認可年月日

平成16年12月10日

○愛媛県告示第2439号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、中島町役場において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成16年12月10日

愛媛県知事 加戸守行

中島港湾管理者 愛媛県

代表者 愛媛県知事 加戸守行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

中島町

温泉郡中島町大字大浦1626番地

代表者 中島町長 武田 満幸

温泉郡中島町大字大浦1776番地

2 埋立区域

(1) 位置

温泉郡中島大字小浜乙 717 番地先から同乙 753 番 1 地先までの公有水面

(2) 区域

次の 1 点から 103 点までを順次直線で結んだ線並びに 1 点と 103 点を結ぶ春分の日及び秋分の日満潮位（D・L・+1.57メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域並びに次の 104 点から 121 点までを順次直線で結んだ線並びに 104 点と 121 点を結ぶ春分の日及び秋分の日満潮位（D・L・+1.57メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点（小浜三等三角点・高島）は、北緯33度56分55秒5200、東経 132 度38分07秒6648の地点

1 点は、基点から真北43度12分45秒1,293.58メートルの地点

2 点は、1 点から真北 125 度24分50秒6.73メートルの地点

3 点は、2 点から真北 127 度32分52秒7.52メートルの地点

4 点は、3 点から真北 128 度38分26秒 11.59メートルの地点

5 点は、4 点から真北 127 度58分29秒5.29メートルの地点

6 点は、5 点から真北 128 度08分50秒 11.17メートルの地点

7 点は、6 点から真北 130 度03分00秒 10.20メートルの地点

8 点は、7 点から真北 130 度07分43秒5.00メートルの地点

9 点は、8 点から真北 130 度40分34秒 10.36メートルの地点

10 点は、9 点から真北 133 度58分44秒5.75メートルの地点

11 点は、10点から真北 139 度17分16秒3.64メートルの地点

12 点は、11点から真北 146 度40分08秒3.99メートルの地点

13 点は、12点から真北 157 度26分03秒3.27メートルの地点

14 点は、13点から真北 162 度38分46秒3.77メートルの地点

15 点は、14点から真北 166 度54分39秒2.27メートルの地点

16 点は、15点から真北 166 度06分19秒2.46メートルの地点

17 点は、16点から真北 162 度55分18秒0.87メートルの地点

18 点は、17点から真北 170 度46分24秒2.52メートルの地点

19 点は、18点から真北 170 度45分17秒2.82メートルの地点

20 点は、19点から真北 170 度45分44秒7.21メートルの地点

21 点は、基点から真北 155 度46分20秒5.26メートルの地点

22 点は、21点から真北 142 度45分48秒 10.31メートルの地点

23 点は、22点から真北 130 度31分14秒6.93メートルの地点

24 点は、23点から真北 119 度46分55秒3.83メートルの地点

25 点は、24点から真北 116 度09分37秒3.48メートルの地点

26 点は、25点から真北 107 度19分08秒6.33メートルの地点

27 点は、26点から真北97度05分52秒5.22メートルの地点

28 点は、27点から真北86度20分27秒6.03メートルの地点

29 点は、28点から真北81度53分42秒4.82メートルの地点

30 点は、29点から真北77度52分43秒6.79メートルの地点

31 点は、30点から真北77度39分25秒 11.77メートルの地点

32 点は、31点から真北 167 度39分39秒1.90メートルの

地点

33点は、32点から真北77度39分33秒4.00メートルの地点

34点は、33点から真北 347 度39分39秒1.90メートルの地点

35点は、34点から真北77度39分00秒8.06メートルの地点

36点は、35点から真北73度34分58秒1.17メートルの地点

37点は、36点から真北67度43分36秒5.98メートルの地点

38点は、37点から真北61度44分10秒0.53メートルの地点

39点は、38点から真北60度11分29秒5.57メートルの地点

40点は、39点から真北57度25分38秒5.62メートルの地点

41点は、40点から真北57度41分24秒5.69メートルの地点

42点は、41点から真北58度02分22秒6.11メートルの地点

43点は、42点から真北57度33分39秒 10.99 メートルの地点

44点は、43点から真北49度40分05秒3.48メートルの地点

45点は、44点から真北49度40分31秒2.90メートルの地点

46点は、45点から真北33度49分12秒5.51メートルの地点

47点は、46点から真北33度49分12秒5.51メートルの地点

48点は、47点から真北22度15分19秒5.86メートルの地点

49点は、48点から真北12度47分31秒6.14メートルの地点

50点は、49点から真北 1 度47分37秒4.95メートルの地点

51点は、50点から真北 358 度35分58秒4.09メートルの地点

52点は、51点から真北 352 度57分22秒4.81メートルの地点

53点は、52点から真北 353 度02分49秒3.72メートルの地点

54点は、53点から真北 355 度52分55秒4.39メートルの地点

55点は、54点から真北 358 度28分57秒3.02メートルの地点

56点は、55点から真北 0 度16分06秒4.27メートルの地点

57点は、56点から真北 4 度07分55秒5.27メートルの地点

58点は、57点から真北 7 度19分22秒6.47メートルの地点

59点は、58点から真北 8 度09分19秒3.21メートルの地点

60点は、59点から真北 4 度27分32秒6.95メートルの地点

61点は、60点から真北 351 度36分45秒5.04メートルの地点

62点は、61点から真北 345 度16分10秒4.50メートルの地点

63点は、62点から真北 336 度14分43秒6.02メートルの地点

64点は、63点から真北 325 度43分54秒7.01メートルの地点

65点は、64点から真北 322 度26分10秒3.72メートルの地点

66点は、65点から真北 326 度20分46秒4.39メートルの地点

67点は、66点から真北 333 度15分09秒4.21メートルの地点

68点は、67点から真北 337 度33分49秒4.44メートルの地点

69点は、68点から真北 347 度54分04秒4.84メートルの地点

70点は、69点から真北 355 度11分03秒5.00メートルの地点

71点は、70点から真北 358 度12分14秒4.31メートルの地点

72点は、71点から真北 359 度46分45秒7.79メートルの地点

73点は、72点から真北 359 度57分41秒7.45メートルの地点

74点は、73点から真北 0 度38分03秒1.36メートルの地点

75点は、74点から真北 0 度34分46秒3.46メートルの地点

76点は、75点から真北90度34分23秒1.90メートルの地点

77点は、76点から真北 358 度49分41秒4.06メートルの地点

78点は、77点から真北 268 度49分27秒1.90メートルの地点

79点は、78点から真北 358 度49分11秒5.10メートルの地 7

80点は、79点から真北 358 度49分09秒1.31メートルの地点

81点は、80点から真北 355 度06分00秒9.95メートルの地点

82点は、81点から真北 350 度52分11秒 10.21 メートルの地点

83点は、82点から真北 347 度47分24秒 10.43 メートルの地点

84点は、83点から真北 344 度40分09秒5.64メートルの地点

85点は、84点から真北 342 度07分30秒4.69メートルの

地点
86点は、85点から真北 341 度43分03秒9 .52メートルの
地点
87点は、86点から真北 344 度07分31秒9 .45メートルの
地点
88点は、87点から真北 346 度50分00秒5 .11メートルの
地点
89点は、88点から真北 351 度15分48秒4 .54メートルの
地点
90点は、89点から真北 350 度08分40秒5 .99メートルの
地点
91点は、90点から真北 353 度06分57秒4 .13メートルの
地点
92点は、91点から真北 354 度10分46秒5 .97メートルの
地点
93点は、92点から真北 356 度36分48秒4 .15メートルの
地点
94点は、93点から真北 358 度14分56秒6 .22メートルの
地点
95点は、94点から真北 359 度11分31秒3 .90メートルの
地点
96点は、95点から真北 0 度30分27秒6 .21メートルの地
点
97点は、96点から真北 359 度50分40秒3 .69メートルの
地点
98点は、97点から真北 1 度54分38秒 12 .75 メートルの
地点
99点は、98点から真北 4 度51分08秒6 .98メートルの地
点
100 点は、99点から真北10度13分55秒1 .41メートルの
地点
101 点は、100 点から真北21度49分35秒4 .28メートル
の地点
102 点は、101 点から真北23度24分49秒0 .35メートル
の地点
103 点は、102 点から真北 323 度39分41秒4 .40メー
ルの地点
104 点は、103 点から真北32度54分27秒4 .00メー
ルの地点
105 点は、104 点から真北 143 度39分47秒4 .00メー

ルの地点
106 点は、105 点から真北17度27分56秒3 .07メー
ルの地点
107 点は、106 点から真北23度52分41秒4 .82メー
ルの地点
108 点は、107 点から真北33度40分11秒5 .47メー
ルの地点
109 点は、108 点から真北33度40分42秒4 .11メー
ルの地点
110 点は、109 点から真北35度31分10秒7 .26メー
ルの地点
111 点は、110 点から真北34度15分11秒2 .54メー
ルの地点
112 点は、111 点から真北36度29分52秒 12 .94 メー
ルの地点
113 点は、112 点から真北38度14分46秒 15 .03 メー
ルの地点
114 点は、113 点から真北38度08分46秒 14 .46 メー
ルの地点
115 点は、114 点から真北37度37分53秒4 .62メー
ルの地点
116 点は、115 点から真北 127 度37分25秒1 .90メー
ルの地点
117 点は、116 点から真北37度37分34秒4 .00メー
ルの地点
118 点は、117 点から真北 307 度37分25秒1 .90メー
ルの地点
119 点は、118 点から真北37度36分30秒0 .53メー
ルの地点
120 点は、119 点から真北52度01分26秒5 .17メー
ルの地点
121 点は、120 点から真北 321 度01分59秒0 .50メー
ルの地点

(3) 面積

2,602.68平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

昭和60年11月5日 愛媛県指令河第678号

4 しゅん功認可年月日

平成16年12月10日

○愛媛県告示第2440号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年12月10日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 敷 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	440号	上浮穴郡久万高原町西谷字郷角12676番から 同字12675番1まで	旧	メートル 4.0~7.2	キロメートル 0.017	
			新	6.4~7.6	0.017	

○愛媛県告示第2441号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成16年12月10日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
一般国道	440号	上浮穴郡久万高原町西谷字古味5625番1地先から 同字5638番1地先まで	平成16年12月21日

○愛媛県告示第2442号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、八幡浜地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成16年12月10日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	野村柳谷線	西予市野村町大野ヶ原289番3から 同町大野ヶ原358番2まで	平成16年12月10日

○愛媛県告示第2443号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成16年12月10日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	鳥井喜木津線	西宇和郡瀬戸町三机字佐市乙4231番8から 同字4221番11まで	旧	メートル 11.6～17.0	キロメートル 0.041	
			新	15.0～31.4	0.041	

○愛媛県告示第2444号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成16年12月10日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	鳥井喜木津線	西宇和郡瀬戸町三机字佐市乙4231番8から 同字乙4221番11まで	平成16年12月10日

○愛媛県告示第2445号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。
平成16年12月10日

愛媛県知事 加戸守行

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
16今局建(開)第9号 平成16年11月25日	越智郡大西町大字宮脇甲1384番1	大分県大分市三川新町一丁目1番45号 株式会社 ジョイフル 代表取締役 穴見陽一
16西局丹土(開)第13号 平成16年11月26日	西条市円海寺11番5及び13番1	松山市勝山町1丁目14番地1 サークルケイ四国株式会社 代表取締役 村上栄一
16西局建(開)第14号 平成16年11月29日	西条市大町字本郷1251番1	西条市大町1254番地1 村上幸治
16松局伊土換(開)第40号 平成16年11月30日	伊予郡松前町大字横田字手作730番6及び732番9	伊予市上三谷甲411番地 池本俊治

○愛媛県告示第2446号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成16年12月10日

愛媛県知事 加戸守行

1 道路の位置

- 四国中央市中曾根町字井垣 204 番 3
- 2 申請人の住所氏名
四国中央市川之江町長須38番地
有限会社富士住サービス
代表取締役 白石 一忠
- 3 図面省略

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成16年12月10日

愛媛県知事 加戸守行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成16年11月29日	特定非営利活動法人 全国精神障害者福祉協議会	泉 浩 徳	愛媛県宇和島市宇和津町三丁目3番32号	この法人は、精神障害者本人及びその家族に対してノーマライゼーションの理念を基本に、地域住民とともに生活が出来るような啓発運動に関する事業を行い、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。精神医療の改善、医療費等の経済的負担の軽減、社会復帰施設の増設と充実、精神医学の研究促進、精神障害者福祉施策の法制化を訴え健全者と共に暮らせる社会の実現を目指す活動を行う。

○公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成16年12月10日

愛媛県知事 加戸守行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成16年11月30日	特定非営利活動法人 J M A C S	中 野 博 子	愛媛県松山市三番町六丁目5番地19扶桑ビル	この法人は、乳幼児から高齢者に対して、個性の尊重と人格の尊厳保持を理念とし、国際ネットワークの構築と情報交換によって、誰もが安心して暮らせる生活空間の研究と実践をめざし、保健・医療・福祉に関する事業を行い、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

正 誤

○正 誤

平成16年 6月29日付け第1570号愛媛県規則第45号（使用済自動車の再資源化に関する法律施行細則）中

ページ	箇 所	誤	正
712	様式第2号備考2の(4)中	理由	事由

○正 誤

平成16年11月30日付け第1614号愛媛県告示第2348号（指定居宅サービス事業者の指定）中

ページ	箇 所	誤	正
1183	告示番号	愛媛県告示第2348号	愛媛県告示第2423号